



島根県報

令和2年3月24日（火）

第 9 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定（障がい福祉課） 2

自立支援医療機関の名称の変更

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正（建築住宅課） 2

【訓 令】

職員の任免発令式の一部改正（人 事 課） 2

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施（商工政策課） 3

【特定調達公告】

可搬型モニタリングポストの購入に係る一般競争入札の実施（原子力安全対策課） 5

【教委訓令】

職員の任免発令式の一部改正（教育庁総務課） 7

教育職員の任免発令式の一部改正（学校企画課） 8

【議会告示】

島根県議会事務局規程の一部改正 8

【雑 報】

公営住宅法の規定による松江市営住宅及び共同施設の管理の実施（建築住宅課） 8

公営住宅法の規定による出雲市営住宅及び共同施設の管理の実施（ ” ） 9

告 示**島根県告示第166号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後			
老人訪問看護ステーション 友喜	訪問看護ステーション友 喜	松江市宍道町白石129- 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和元年9月 1日

島根県告示第167号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（令和元年島根県告示第261号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

表鹿足郡津和野町の項中

桂川団地	— (330円)
------	-------------

を

桂川団地	— (330円)
青原団地	1,210円

に改め、同表備考2中

「2駐車区画」の次に「以上」を加え、「2台目の駐車区画」を「2駐車区画目以降の1駐車区画当たり」に改める。

訓 令**島根県訓令第3号**

本 庁
地方機関

職員の任免発令式（昭和32年島根県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

第3項ただし書中「いう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「書面」の次に「（電磁的記録を含む。）」を加える。

別表第1のIの14の4の次に次のように加える。

14の5 会計年度任用

(1) 採用する場合

氏 名

会計年度任用職員（〇〇業務 日額、月額又は時間額 〇〇〇〇〇円）として任命する

勤務場所は〇〇〇部〇〇〇課とする

任期 年 月 日から

年 月 日まで

条件付採用期間 年 月 日から

年 月 日まで

ただし、実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長する

(2) 任期を更新する場合

島根県職員 氏 名

任期を 年 月 日まで更新する

14の6 臨時的任用

(1) 臨時的任用を行う場合

氏 名

地方公務員法第22条の3の規定により臨時的任用職員として任命する

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇〇号給を給する

〇〇部〇〇課勤務を命ずる

任期は 年 月 日までとする

(2) 任期を更新する場合

島根県職員 氏 名

臨時的任用の任期を 年 月 日まで更新する

附 則

この訓令は、令和2年3月24日から施行する。

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月13日から12月4日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
6月5日から8月21日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
安来市	5月7日	10時から15時まで	安来市役所
	5月8日	10時から15時30分まで	
	5月11日	10時から14時まで	
	5月12日	10時から15時30分まで	
	5月13日	10時から12時まで	
	5月14日及び5月15日	10時から15時30分まで	
奥出雲町	6月1日及び6月2日	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	6月3日	11時から15時まで	
	6月4日	11時から15時30分まで	
浜田市	6月9日	10時から14時30分まで	浜田市役所
	6月10日及び6月11日	10時から15時30分まで	
	6月23日	9時30分から16時まで	
	6月24日	9時30分から12時まで	
	7月6日	13時から15時まで	
	7月7日	10時から14時30分まで	
	7月8日	10時から15時まで	
	7月9日	10時から12時まで	
	7月14日	10時から15時30分まで	
	7月15日及び7月16日	10時から16時まで	
	7月17日	10時から12時まで	
	8月4日	10時から12時まで	
飯南町	6月29日及び6月30日	10時30分から15時まで	飯南町役場
邑南町	7月28日	9時30分から16時30分まで	邑南町役場
	7月29日	9時30分から16時まで	
	7月30日	10時から15時30分まで	
	7月31日	9時30分から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

可搬型モニタリングポストの購入 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和2年11月13日（金）

(4) 納入場所

島根県松江市西浜佐陀町582-1 原子力環境センター

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第一グループ

電話 0852-22-6521 F A X 0852-22-5600

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年4月24日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和2年4月24日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和2年4月24日（金）午後4時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年5月7日（木）午前9時から同月8日（金）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年5月8日（金）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年5月8日（金）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月11日（月）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name of goods and quantity to be acquired : Mobile Monitoring Post 1 set

(2) Deadline for procurement : November 13, 2020

(3) Date and time of bidding : 4 : 00 p.m. May 8, 2020 (electronic bid submission period is from 9 : 00 a.m. May 7, 2020 to 4 : 00 p.m. May 8, 2020. Bids by mail must arrive by 12 : 00 p.m. on May 8, 2020)

(4) Date and time for opening of bids : 10 : 00 a.m. May 11, 2020

(5) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6521

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第1号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第4項ただし書中「いう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「書面」の次に「（電磁的記録を含む。）」を

加える。

附 則

この訓令は、令和2年3月24日から施行する。

島根県教育委員会訓令第2号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第5項ただし書中「いう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「書面」の次に「（電磁的記録を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年3月24日から施行する。

議 会 告 示

島根県議会告示第1号

島根県議会議事局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

島根県議会議長 中 村 芳 信

第8条第1項第4号中「囑託員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、松江市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和2年3月24日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 松江市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 松江市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営下の原住宅外41住宅及び共同施設

3 松江市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 松江市営住宅条例（平成17年松江市条例第332号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務

第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	市営住宅の同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅の使用休止の届出に関する事務
第27条	市営住宅の他用途使用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去の検査に関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡請求に関する事務
第43条	住宅監理員及び住宅管理人に関する事務
第46条	市営住宅駐車場の使用許可に関する事務
第51条	市営住宅駐車場の使用許可の取消等に関する事務

(2) 松江市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 松江市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

4 松江市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、出雲市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和2年3月24日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 出雲市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 出雲市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営日吉住宅外45住宅及び共同施設

3 出雲市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年出雲市条例第237号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務

第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	市営住宅の同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅の使用休止の届出に関する事務
第27条	市営住宅の他用途使用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去の検査に関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡請求に関する事務
第55条	市営住宅駐車場の使用許可に関する事務
第60条第1項及び第2項	市営住宅駐車場の使用許可の取消等に関する事務
第64条	住宅監理員及び住宅管理人に関する事務
第65条	市営住宅の立入検査に関する事務

(2) 出雲市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 出雲市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

4 出雲市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間